



暮らしの情報ボックス

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
大雪消防組合東川支署	82-2310
道草館	68-4777

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

8月のこよみ

- 7日 羽衣音楽祭
- 21日 第33回公民館分館親睦球技大会
- 25日 東川神社祭(26日まで)
- 30日 教育委員会議(午後1時30分)
農村環境改善センター

税務住民課住民相談年金係

特定障害者に対する特別障害給付金の支給について

特別障害給付金制度創設の趣旨
国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

対象者

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方

支給額

- 1級 月額5万円(2級の1.25倍)
- 2級 月額4万円
- ・支給額は、毎年度自動物価スライドがあります。
- ・所得によって支給制限となる場合があります。
- ・老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。
- ・支払は、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。前月までの分を受け取りいただくこととなります。
- (初回支払など、特別な場合は、奇数月に支払が行われることがあります。)
- 窓口
 - ・請求の窓口は、住所地の役場です。
 - ・障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務所で行ないます。

事務の開始日 平成17年4月1日からです。

ご注意ください

給付金の支給は、請求のあった月の翌月分から支給いたします。(8月に請求いただくと9月から支払額を計算します。)

請求が遅れた場合は遡って支給することができませんので、お早めに請求されますようお願いいたします。

障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、窓口で請求書を提出してください。

障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数カ月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額を計算いたします。

お問い合わせ 旭川社会保険事務所 ☎26 4489



保健福祉課社会福祉係

戦没者等の遺族の皆様へ

特別弔慰金が支給されます
戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受けられる方がいない場合に、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。
1. 弔慰金の受給権者

2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである
 - 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - 4. 右記3以外の
 - 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - 5. 右記1から4以外のご家族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族
- 請求窓口は保健福祉課社会福祉係です。
詳しくは、☎82 2111 (内線501・502)までお問い合わせください。